

平成 30 年 11 月 2 日
地 域 医 療 課

事業者向けの老健活用ガイドの取り扱いについて

事業者向け老健活用ガイドは、平成 28 年・29 年度の介護老人保健施設ワーキンググループにて、介護老人保健施設の理解と利用促進のため、ケアマネジャー等の専門職向けに作成したところである。

このたび、事業者向け老健活用ガイドは、介護老人保健施設の広告に該当することが厚生労働省等関係省庁にて確認された。

については、その取り扱いについては、以下のとおりとする。

記

1. 取り扱い方法

- ① 医療・介護サービス事業者を対象とした研修会等で資料として配付する。
→介護老人保健施設ワーキングの資料として報告する。
限定された対象のみに配布可能。
一般区民への配布を禁ずる。
- ② 資料の閲覧については、練馬区の介護サービス事業者向けのサイト「ケア倶楽部」に掲載する。

なお、区民向け老健ガイドは、区ホームページに掲載している。

URL : <https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/iryo/zaitaku/roukengaido.html>

2. 事業者向け老健活用ガイドが広報となる根拠

裏面参照

○法令による根拠

① 介護保険法

(広告制限)

第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 二 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項
- 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の広告の方法について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

厚生労働大臣は、前項第3号に掲げる事項の広告の方法について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

② 平成13年2月22日付け労振発第10号「介護老人保健施設に関して広告できる事項について」

(6) 医療の内容に関する事項は広告できない。

③ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）

(広告の定義)

- ① 患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）
- ② 医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）

○厚生労働省老人保健課および練馬区生活衛生課の見解

事業者向け老健ガイドは医療の広告にあたるとの回答あり。

不特定多数に広く配布・周知するものになると広告となる。